

5月16日～17日高田祭り



～お祭りの注意～



～雑踏事故防止～

祭りには多くの人が集まります。

将棋倒しになり重大な怪我に繋がることがありますので、参加者がお互い安全に気を付けて祭りを楽しみましょう。

～テロ対策～

不審な物（スーツケースや箱など）を見つけたら近づかず、すぐに警察に連絡をお願いします。

～スリに注意～

参加者を狙ったスリが出没する可能性があります。

制服警察官のほかにも私服警察官等も警戒しますが、まずは被害に遭わないよう貴重品の管理をしっかりとしましょう。

不審な人物に気づいたら警察に連絡をお願いします。

詐欺被害防止のために・・・

警察庁推奨 特殊詐欺対策のアプリをインストールしましょう！

警察庁推奨・認定アプリ

「詐欺バスターLife」

「詐欺対策 by NTTタウンページ」

警察庁から提供された番号データ等を使用し、怪しい電話を自動で判別・遮断・警告します。どちらも無料でダウンロードできます。



養老・上石津パトロール

令和8年
5月号

養老警察署
5月1日発行



毎年5月は、

消費者月間

契約書

その契約、ほんとうに大丈夫ですか？
悪質商法は、生活のさまざまな場面に潜んでいます。

訪問や電話による勧誘や契約だけでなく、近年はSNSやネット広告からの被害もみられます。

何かを契約するときなどは、悪質商法被害防止の心得を守って、慎重に判断しましょう！

悪質商法被害防止の心得

- 「もうかります」そんな言葉にご用心
- 何の用？しっかり聞こう身分と用件
- 勇気出し、はっきり言おう「いりません」
- 迷ったら、1人で決めず、まず相談
- 簡単に契約書に署名、押印しない

クーリング・オフ制度

訪問販売などで契約書面を受取った日を含めて8日（一部マルチ商法等では20日）以内であれば無条件で契約を解除することができます。

注意

全ての契約を解除できるわけではありません！！

契約に関する相談は、
消費者ホットライン

☎188

※身近な消費生活センター等の相談窓口案内されます。

